

平成 21 年 3 月議会

・質問要旨

1. 生活保護制度の運用について
2. 高齢者福祉と家族の協力について
3. 親の学びについて
 - ・学びの場の提供について
 - ・朝ごはんの提供について
4. 子育て教育にかかわる条例について
5. 大阪府の教育改革について
6. 小中一貫教育について
7. 小学校英語の推進について
8. 学校人事の活性化について
9. 任期付き職員の採用について
10. 吹田の歴史と伝統、観光について
11. 市民病院の経営改善について

・質問要約 (抜粋)

[問1] 生活保護の不正受給のチェックを！

生活保護の受給者は、平成19年には110万世帯に達し、来年度の予算では支給総額が二兆円を超えると推計されている。吹田でも十年間で受給者数が1.6倍に増え、約5000人が対象となっており、昨年からの経済の悪化で今後益々受給者が増えていくと考える。本日に生活保護が必要な方に資金が行きわたるように、適正な給付がなされているかのチェックが必要と考える。いかなる対策を取っているのか。

[答弁]

不正受給に対する対応策としては、収入申告の必要性を徹底し、家庭訪問による実地調査、主治医訪問による病状及び稼働能力の確認、年金や手当の受給権確認などを実施しており、特に稼働能力があると判断されながら、求職活動を十分に行わない場合には、文書による指導を行い、厳しく対応している。

[問2] 高齢者福祉を考えた価値観の転換を！

高齢化が進む中、高齢者福祉の問題を考えるとこれ以上行政サービスを充実させ、増税していくことには限界を感じる。私は増税には反対である。

私は、元気な地域社会を復活させるには家族の再生を試みる必要があり、2世帯、3世帯同居の奨励などによって、家族間の助け合いを行ってもらい、社会全体の高齢者福祉負担の増大を支えてもらえばよいと考える。高齢になられた方々が肩身の狭い思いをしなくてもいいように、若い世代の敬老意識を高めるような啓発やインセンティブの導入を考えていかねばならない時期ではないか。

[市長答弁]

日本の家庭が伝統的に育んできた家族同士の支え合いの精神を持つ家庭を復興することは、すべての人々がいきいき輝く社会につながるものと考えており、行政としてどういったことができるのか総合的に研究・検討していく。

[問3] 行政サービスでなく、親の意識と生活習慣の改善を。

市長の施政方針では学校で朝食提供を始めるとのことだが、子供に朝ご飯を食べさせないということは、明らかに親の教育意識や生活習慣の間われる問題。そうした親の行動を改善させることが、教育や行政の仕事であって、予算を割いてサービスを拡張することは方向性が全く逆です。こうした問題に本腰を上げて取り組むおつもりなら、課題校にスクールソーシャルワーカーを増員して派遣し、民間の力も活用するなどして、保護者に働きかけ、その生活習慣や子育て方法の改善を促していくことが必要。市長の見解は。

[市長答弁]

朝食摂取など基本的な生活習慣は、家庭が担う役割と理解しているが、朝ごはんを食べ

ていない子どもたちを中心に提供することによって、食生活の改善や生活リズムの安定・向上に向けた取り組みとして検討している。保護者に対しても、学校における朝ごはんの提供を契機に、規則正しい生活習慣の確立が子どもたちの心身の健やかな成長のために重要であるということを啓発していく。

[問4]大阪府と連携の取れた教育改革を。

大阪府が府内の保護者に配布した「保護者・地域とともにはぐくむ 大阪の子供たちの学力」という冊子はなかなかしっかりしたものである。吹田市としても市報などでこうした冊子の存在を市民にPRし府教委と連携して教育に対する市民意識を高めていくべきではないか。橋下知事も積極的に進めようとしておられる校庭の芝生化や反復学習の充実、道徳教育などに吹田市はどのように取り組んでいるのか。

[答弁]

冊子については、保護者と学校が、教育課題を共有するために有効活用している。学校の芝生化は今後、府の補助制度について各学校に周知し、関係団体とも協議を行い、芝生化の実施に向けて取組んでいく。反復学習は、各学校において、独自の教材や府の反復学習教材等を活用して、基礎学力の定着を図っている。道徳教育は、新年度から、各校の道徳教育推進教師により組織する担当者会を通じて、「道徳の時間」の授業づくりや副読本の活用、研修などについて指導と周知を図り一層の充実を図っていく。

[問5]公正な職員人事を！OBの天下り条例になるのであれば反対。

厳しい経済状況の中、市民の方からは「吹田市は職員が多すぎる」という厳しい意見もあり、現在吹田市では財政再建化に向けて職員数の削減に努めているはず。そんな時期に、「一般職の任期付き職員の採用に関する条例」を上程した理由は。また、採用の人事権は誰が持つのか。不透明な人事は職員の士気の低下を招き、市民からの批判を受ける。本条例の該当する職員の採用人事権や採用方法は公にするのか。

[答弁]本格的な地方分権の時代を迎え、市民と行政の役割分担が変わりつつある中で、本市としても、多様で柔軟な任用形態を活用し、より効果的な公務の運営体制を築くため、新たに制度を導入しようとするもの。特定任期付職員の採用方法は、選考と競争試験、選考方法については、「吹田市職員採用試験実施要項」に基づき、任用される職に必要な職務遂行能力の有無について判定することとしており、また必要に応じて、筆記試験や口述試験などの試験を行うことも想定している。

[質問]

吹田新選会 神谷宗幣、代表質問をさせていただきます。

通告 3 番にあります男女共同参画施策と考え方についてと 4 番の 1 日保育体験については、質問時間の都合と多くの同僚議員より、こうした質問より先に自分が結婚相手を探して、経験を積むことから始めなさいとアドバイスをいただきましたので、もう少し経験を積むため次回以降の代表質問まで先送りさせて頂き、今回は取り下げとさせていただきます。

さて、昨年 9 月議会での代表質問より、半年が経過し、その時に取り上げたサブプライム問題を発端とした金融危機の波が、昨年末ごろから日本に押し寄せ、派遣切りや派遣村といった形で不況の影響がメディアにも取り上げられました。そして年が明けて、就職 1 年目の友人からリストラされたと報告を受け、最近では会社の倒産やリストラでどう生活設計を立てていけば良いのかという市民の方からの相談も受けるようになりました。

悲観的になってはいけませんが、**我々政治を預かる者はこうした世の中の流れをしっかりと肌で感じ取っていかなくてはならないと感じる今日この頃です。**

歴史を遡れば、不況の波がやってくると、貧しい人々は餓死したり息子や娘を売りに出したりという厳しい状況に追いやられたという史実があります。しかし、今日の日本では憲法 25 条によって国民の生存権が保障されており、最低限度の生活が担保されています。

その生活保護について調べてみると、平成 10 年に国全体では約 65 万世帯に対して支払われていたものが、平成 19 年には 110 万世帯に達し、来年度の予算では支給額が二兆円を超えると推計されています。3 月 8 日の朝日新聞の調査では今年 1 月は過去最多の 1 1 6 万 8 3 0 5 世帯が生活保護を受けたとのこと。吹田市では平成 10 年に約 3000 人に対して、約 4 8 億円支払われていたものが、平成 1 9 年には約 4900 人に対して約 7 9 億円支払われています。たった十年で吹田市だけ見ても約 1. 6 倍の増加です。

こうした生活保護受給の急激な増加の背景には、高齢化の影響もあります。しかし、全国平均で見ると被保護世帯数に占める高齢者世帯の比率は約 4 5 % で 1 0 年前とさほど変化がないのです。つまり、若い世代の受給も高齢者の受給と同じくらいの割合で増えているということです。こうして増え続けてきた生活保護の受給数が、昨年からの不況のあおりを受けて今後加速的に増加していくことが懸念されますが、ここ半年の本市における生活保護申請の数と実際に保護決定をうけた実数、受給者の年齢構成についてお聞かせください。

こうして増加の一途をたどる生活保護ですが、どうも適正な給付がなされていないケースもあるようです。不正受給と思われるケースをご存じの市民の方からは「自分たちが払った税金を、公正に使ってほしい」と要望の声も聞いています。行政としてはこうした現状を把握されているのでしょうか？また、ケースワーカーは受給者に対して具体的にどのようなサポートをしておられるのでしょうか。市民の方にわかりやすい説明でお答えください。さらにそのような業務をこなす本市のケースワーカーは何人いて、平均年齢はどのくらいであり、1 人でいくつの世帯を抱えていますか。国の示す配置基準や近隣他市の状況

と合わせてお答え下さい。

また、若年層の生活保護受給の長期化が顕著であると仄聞しております。生活保護の制度は、憲法で保障された権利の行使といえるかもしれませんが、それは最後の最後の手段であり、**誤解を恐れずにいえば、もらえるものはもらっておかなければ損という感覚では絶対いけないわけで、やはり働けるのに受給を受けることは情けないことだという倫理観を我々は失ってはいけないはず**です。2007年7月に北九州で生活保護を打ち切られた男性が餓死したという事件もありましたので、受給者を無理やり減らせということではありませんが、**今後本当に生活保護を必要とする方の増加が想定される中で、市民や国民から預かった税金の使い方には公平性や透明性を担保していく義務が行政にはあります**。

他市での取組みの一例として、先に挙げた北九州市では、「不正受給防止対策チーム」を発足させ、不正受給にならないためにはどうしたらいいかについて分かりやすく解説した冊子を生活保護申請の際やケースワーカーによる世帯訪問の際に配布するなどの対策を実施していると仄聞しました。このような取組みは、生活保護について正しい理解を求めるとともに、生活保護を受けることはどういうことかをあらためて考えるきっかけともなります。本市では生活保護の不正受給に対する対応策として具体的にどのような取組みをされているのか、今後の厳格なチェック体制の構築についてどのような構想をもっておられるのか、担当部局のご所見をお聞かせください。

次に、高齢者の生活保護に関連して、家族の協力と高齢者福祉についてお尋ねします。先ほど高齢者の生活保護受給が増えているとお話ししましたが、その受給者の多くは一人住まいか高齢者二人住まいの方々です。こうした方々は、年金だけでは生活ができず生活保護を受けていることとなりますが、そうした状況下では当然介護をしてくれる人も周りにはいません。よって、行政はお金だけでなく介護という形で人的支援もしていかなければならないのが現状です。

私は現在、福祉審議会のメンバーでありまして、この1年高齢者福祉や介護の問題についていろいろ議論をする機会を頂きましたが、審議会では出る意見は「高齢者にもっと手厚い保護を」というものが大半です。しかし、そうした**手厚い保護のためのお金は誰が払っていくのでしょうか**。今後現在の経済不況のあおりを受けて税収は減っていきます。福祉を手厚くするために税率を上げればよいという声も聞こえますが、**私はこれ以上の増税には反対です**。

では、どうすればよいか。その答えは過去にあると考えます。かつて社会保障が充実していなかった時代、先人は高齢者の面倒をそれぞれの家族で見っていました。高度経済成長期に国民消費を増加させるため、核家族が奨励されるまでは、国民の多くが2世帯、3世帯で暮らしていたのです。**働き盛りの親が家にいない時には、祖父母が孫の面倒をみ、その祖父母が年老いたら子供や孫が面倒を見ました。家族間・世代間の助け合いがあったわけ**です。しかし、経済至上主義で合理化、効率化を求めた結果が、核家族を生み、こうし

た助け合いの土壌を壊してしまいました。

私は、今後元気な地域社会を復活させるためには家族の再生を試みる必要があると考えています。そして、2世帯、3世帯同居の奨励などによって、家族間の助け合いを行ってもらい、社会全体の高齢者福祉負担の増大を支えてもらえばよいと考えます。例えば、2世帯3世帯同居の方々の市民税を軽減するなどの政策が考えられます。こうした提案には時代錯誤だとの意見もあるかもしれません。しかし、そうでもしなければ生活できない高齢者もたくさん生まれてくるのです。私事ではありますが、私の父の会社は6年前に倒産し、その折土地財産をすべて処分しました。今は両親ともに吹田の地で働いておりますが、年金の額は十分ではなく、どちらかが体を壊せば夫婦だけでは生計が維持できません。我々子供がそばにいないければならないのです。今回の不況で私の家庭のような状況に置かれる方々は増えてくると思います。高齢になられた方々が肩身の狭い思いをしなくてもいいように、若い世代の敬老意識を高めるような啓発やインセンティブの導入を考えていかねばならない時期ではないでしょうか。

先の施政方針で、近代合理主義によるまちづくりから「共存・調和、有徳・有情」のまちづくりへのパラダイム転換をかかげられた阪口市長は、2世帯・3世帯同居促進や啓発活動についてどのように考えておられますか。ご所見をお聞かせください。

次に、親の学びについて、質問をいたします。

私は昨年9月の代表質問で、子供の教育の改善を考えていくと、親が変わらないと子供が変わらないという考えに至ったという話をしました。そして、昨年11月には民間では関西で初の親学養成セミナーを吹田で開催し30人の市民のご参加を頂き、今年2月には新たに50人の市民にご参加を頂き第2弾の親学養成セミナーを開催しました。また、企画者である石川・豊田両議員と私は市民の皆さんより先に、先月大阪市の保育士協会の方々に交じり認定講座も受講し、アドバイザーの認定待ちという状態までこぎつけました。今年4月には吹田でも認定講座を企画しましたので、もうすぐ市民の中からも約70名のアドバイザーが誕生します。このアドバイザーの認定までには42000円の受講料と、合計24時間の講義、プレゼン発表やレポート提出など、さまざまな課題があるにもかかわらず、すでに多くの市民の方々が受講を始めてくださっており、今後は関西一円の地方議員で議員連盟を作って各自治体に活動を広げようと他市の議員とも話を進めております。これだけ多くの方がお金と時間を使っても、現在の教育の改善には親の学びから始めなければならないと危機感を持っています。また、内閣府国民生活局が2007年度に行なった調査で、子供のしつけ衰退の原因について質問すると、親自身に基本的な生活習慣が身につけていない、親の責任感や心構えが弱いといった回答が群を抜いて多かったことにも親の学びの必要性が表れています。

さらに、こういう現状もあります。先日、市内の学校の入学説明会に参加された市民の方から嘆きのメッセージを頂きました。その内容は、学校側の事務的説明の間は保護者が

私話をやめず、話が聞こえない、前半の説明が終わり、親への教育講話が始まると4分の3の保護者が帰ってしまう、こんな保護者にかこまれた学校に子供を任せられるのか、といったものでした。実は私も市内の小学校の入学説明会を見に行ったことがあるのですが、似たような状況でした。

こうした現状を教育委員会はどうにとらえ、どのように改善していこうとお考えか所見をお聞かせください。

また、先の12月議会では石川議員からの親の学びの場の提供の提案に対して、教育委員会より「家庭教育アドバイザー制度や親学習リーダーやについて専門的な知識を持つ方に市内で幅広く有意義に活躍していただける場なども検討していく」との回答を頂いておりますが、新年度を迎えるにあたってそうした場の提供は企画していただいているのでしょうか。進捗状況をお答えください。

次に、今回の市長の施政方針では学校で朝食提供を始めるとのことでしたが、子供に朝ご飯を食べさせないということは、明らかに親の教育意識や生活習慣の間われる問題です。そうした親の行動を改善させることが、教育や行政の仕事であって、予算を割いてサービスを拡張することは方向性が全く逆です。学校での朝食提供は絶対にやめていただきたい。

もちろん市長の方から、朝食提供の提案が上がった動機はよく理解できます。事実ですので、誤解を恐れず言いますが、吹田市には生徒の保護者の半分以上が就学援助を受けている学校もあり、しんどい家庭の子供たちの多くが朝食を食べさせてもらっていない現状があるのです。そうした学校を訪問すると子供たちの表情が違うので、そのしんどさが痛いほど伝わってきまして、現場の先生方も子供たちのために必死に働いておられますし、私も議員として何か改善策を考えなければ、と悩んで私が行き着いたのが、先ほどから説明している親学です。

しかし、子供にご飯を与えてくれない保護者に親学の考えを伝えるには相当の時間と労力が必要だと考えていました。朝ごはんすらもらえない子供の現状を鑑みれば、それでは遅いと市長が判断され、少なくともご飯を食べさせようということで朝食提供を考えられたことは、大きな決断であったと私なりに理解しています。しかし、**朝ごはんだけ与えても本質的には何も改善はしません。**

こうした問題に本腰を上げて取り組むおつもりなら、課題校にスクールソーシャルワーカーを増員して派遣し、先にあげた親学アドバイザー等の民間の力も活用するなどして、保護者に働きかけ、その生活習慣や子育て方法の改善を促していくことが必要です。そのような抜本的改善を試みない限り、親からしっかりと愛情を受けられなかったり、面倒をもらえなかった子供は、自分が大人になっても同じような子育てをしてしまうのです。**負の連鎖を断ち切るのであれば、地域ぐるみで親や保護者の意識から変えていかねばなりません。**

朝食提供に対する反対意見と私の提案する方策についての市長の見解をお聞かせくださ

い。

以上のところまでで、生活保護や家族の助け合い、親の学び支援について述べました。どれも自分の家庭すら築いていない若輩の私には「過ぎたものいい」であることは重々承知しております。

しかし、私は今後来るであろう厳しい時代に備えて、真剣に市長のおっしゃったようなパラダイムの転換が求められていると感じているのであります。

私は現在31歳であります。我々の世代は団塊の世代の高齢化を支えねばなりませんし、また、同世代に増えている引きこもりやニートと呼ばれる人たちを生活保護などで支えていかなければならない可能性も大きいのです。そして、自分たちが働けるうちは踏ん張れたとしても、退職後に社会を支えてくれるであろう子供の数は減り続けている。社会の未来に大きな不安を抱えた世代なのです。そんな未来がわかっているはずなのに、豊かさの中で自由・平等とうわべの民主主義の価値しか教えられていない者は、自分達の義務や責任を意識することが難しく、自分たちの生活を支える政治や子供の教育に無関心です。このままいけば、我々の世代はいずれ来る冬の時期を、童話「アリとキリギリス」のキリギリスで迎えることになる気がして仕方がありません。

そうした危機意識をもって、私は若世代を代弁する気持ちで政治活動をしております。他の町から移り住んできた私には、吹田市の魅力や運営次第で大きく発展する吹田市の可能性が、強く感じられます。そうした思いをくみ取って頂き、市長をはじめ理事者の方々には、パラダイム転換を言葉だけに終わらせず、具体的政策に落とし込んで、日本一の自治体運営をお願いしたいと思っております。

次の質問に移ります。

市長の施政方針に、「(仮称) わが都市(まち)すいたの教育ビジョン」を策定し、教育の方向性を明確にするとともに、真に子供たちの幸せに繋がる子育てと教育の基本となる条例制定を目指します、という提言がありましたが、これは昨年の9月議会で要望しましたように(仮称)子ども育成条例の構想に修正をかけ、児童部だけでなく教育委員会とも連携を取って横断的な条例策定に努めるものと理解してよろしいでしょうか。担当部局の見解を求めます。

子育て教育の基本条例となれば、全国にも類を見ない先進的な条例となるはずで、その制定には全国から大きな注目が集まると考えます。良い条例ができますように数点の先行事例をご紹介します。

まず、教育基本法の改定後全国に先駆けて、教育指針条例を作ったのは北海道の松前町であり、その条例の中には「教育の第一義的な責任は家庭にあり」と明記されています。また、この松前町では我々が学んでいる親学の教科書を0歳から15歳までの子供を持つすべての親に配布するなどして、親の学びを促しています。

次に、昨日同僚議員より紹介がありましたが山口県の萩市では、小学校1年生から吉田

松陰の伝えた徳目をしっかり子供たちに教えており、実際の成果を上げておられます。

また、福島県の会津若松市では「あいづっ子」宣言として、以下のことを定めています。

①ひとをいたわります②ありがとう、ごめんなさいをいいます③がまんをします④卑怯なふるまいをしません⑤会津をほこり、年上を敬います⑥夢に向かってがんばります。そして、むすびとして、やっではならぬ、やらねばならぬ、ならぬものはならぬのです、と締めくくっています。

さらに、市のホームページで宣言の策定過程を調べると、以下のように書かれています。少し長いですが引用します。「青少年をめぐる問題は、社会全体の問題の反映であり、青少年のみを対象とした対策だけで解決できる問題ではありません。親や地域の人をはじめ、市民一人ひとりが、社会のあり方を自分の問題として問い直していくことが必要です。本市には、会津藩校日新館の創設以来、『人づくり』こそ地域発展の礎と考え、教育に力を入れてきた歴史と伝統があります。それはまた、私たち市民の誇りでもあります。そこで市では、市民一人ひとりが『21世紀を担う会津人の育成』を自らの課題として捉え、家庭や学校、地域が一体となり、それぞれの立場から青少年健全育成のための行動を起こしていく『共通の指針』として、『青少年の心を育てる市民行動プラン“あいづっこ宣言”』を策定しました。」そして市民への呼びかけでは「『あいづっこ宣言』は、子どもの立場からは、『このような子ども・会津人になります』という宣言ですが、同時にまた、大人の立場からは、『子どもたちの手本となり、このような子ども・会津人を育てます』という宣言でもあります。皆さんも、『あいづっこ宣言』の取り組みとして、家庭や地域で朝のあいさつを交わしたり、家族一緒にきちんと朝食を取ったり、また、地域の歴史や文化を学んだり、地域活動に積極的に参加したりして、身近なところから始めてみませんか。」とあります。

本市の定める教育ビジョンや子育て教育条例でも上記取り組みを参考に、親の責任の明記や子供・大人に共通する徳目の提示と訴えかけを行うべきだと考えます。今後の条例制定の参考にしてください。教育委員会の所見を求めます。

次に大阪府の教育改革に関連して数点質問いたします。

まず、皆さんこのような冊子をご存知でしょうか。これは昨年12月と今年1月の2回、府の教育委員会から子供の保護者に配布された「保護者・地域とともに働く 大阪の子供たちの学力」という冊子です。教育委員からのメッセージ、家庭学習の手引き、規則正しい生活習慣を身につけさせるための手引きの3部があります。全面カラーで見やすく、内容もしっかりしたものであります。しかしながら、こうしたものが配布されているということは先日大阪府の教育委員会と教育の政策協議をするまで知りませんでした。こうした冊子も我々の税金で作られたものです。吹田市としても市報などでこうした冊子の存在を市民にPRし府教委と連携して教育に対する市民意識を高めていくべきではないかと考えます。先の12月議会で「今後とも大阪府教委と課題を共有しながら、様々な実践を通じて、本市の教育施策を展開」していくとご答弁頂きました、教育長の所見をお聞かせくだ

さい。

次に、校庭の芝生化について。阪口市長も公約に挙げられている校庭の芝生化ですが、橋下知事も積極的に取り組んでいかれるとのことで、来年度予算で約2億7000万円を計上し、府内の50校へ上限530万円の助成と、芝生育成のサポートを行うと約束されています。私は校庭の全面芝生化には反対でしたが、詳しく聞けば部分的な芝生化でも全く問題ないということでしたので、それなら推進すべきと判断しました。芝生は植えた後の世話が大変なのですが、橋下知事いわく、その世話を通じて地域と学校がより強固に結びつくことを目指しているとのこと。私は現在市内の小中学校を三十数校回っておりまして、地域との連携がよく取れている学校がたくさんあると認識しており、芝生の育成に協力して下さる市民の方もいらっしゃる感じております。そうであれば、府の方で予算が通り応募が始まり次第、吹田の学校がたくさん指定して頂けるように、今のうちから市民や学校に合意を取り付けるべきではないかと考えます。校庭の芝生化を公約に挙げておられる市長の見解をお聞かせください。

また、府では基礎学力の向上のため反復学習の推進に取り組んでいますが、本市では反復学習にあたるものを何か取り組んでおられるのでしょうか。先日私が視察した私立の中学校では、漢字検定などの検定試験の受験機会を学校側が積極的に用意し、簡単なレベルからでも資格を取るという成功体験を子供に教え、やる気の向上につなげているとのことでした。こうした取り組みも反復学習の一例に当たるのではないかと思います。本市ではこうした機会の提供は積極的に行っていますか。現状をお聞かせください。

さらに、府では来年度から志や夢を育む教育推進事業を始められるということで、これは道徳教育の要素も含むものだとは聞かしております。本市でも道徳教育には力を入れていくとのことでしたが、現状と今後の方針をお聞かせください。

次に小中一貫教育についてお尋ねします。

1月19日、2012年度から横浜市すべての市立学校、491校で小中一貫教育を始めることが発表されました。ニュースを聞いて他の自治体ではどんどん取り組みが進んでいるなど少し危機感を感じたのですが、全国的な小中一貫教育の現状をおきかせください。また、本市が進めようとしている小中一貫教育の、位置づけ、取り組みと狙い、現在の進捗状況についてお聞かせください。

さらに、小中一貫教育のパイロット校である竹見台小学校と千里たけみ中学校で行われてきたこれまでの取組の具体的な成果をお聞かせください。

また、上記2校に桃山台小学校を加えて新たな取り組みを始めようとしておられるようですが、その取り組みについて教育委員会の学校に対する支援体制はどのようになっているのでしょうか。新しい取り組みで教育の向上を図ろうという教育委員会の気概と取り組みに期待をしているのでありますが、計画倒れに終わらないためにも、人的配置を含めた支援が必要だと思います。構想実現のための体制をしっかりと整えて、地域の方々の協力を

得ないといけないと思いますが、その点はいかがお考えでしょうか、ご所見をお聞かせください。

次に、小学校英語についてお訊ねします。

私は、これまで小学校英語活動の充実について議会や委員会で取り上げてまいりました。昨年の5月の議会では、AET増員の問題点を挙げ、**安易なAETの増員よりも小学校に日本人の英語専門教員を配置したり、近隣大学と連携し、日本人教員が主導権をもって行える英語指導法を吹田市オリジナルで作ることが肝要**と意見を述べました。しかし、21年度の予算案には小学校5年生向けにAETを増員するということで800万?の予算が上っております。昨年の提案以来どのような形で、小学校英語の充実に取り組んでこられたのか。今回こういった意図で、AET増員を提案されたのか。その意図をお聞かせください。

また、毎年800万円の予算をかけるのであれば、英語の学習効果を上げる方法は他にもあると考えます。先日、電子黒板という教具を使った授業のプレゼンを受けました。これは特殊なセンサーとパソコン、プロジェクターをつないで普通教室の黒板をパソコンの画面に変えてしまうという機材です。実際この場で皆さんにお見せできないのが残念ですが、こうした機材を使うと、英語の授業の効率は飛躍的にアップします。例えば、今後小学校で使われる英語ノートは既にデータ化されパソコンに入っており、電子黒板で画像をタッチすれば、英語ノートに書かれた発音や音楽も簡単に聞くことができます。現在各学校のコンピューター室にも電子黒板はあるのですが、これは移動ができず普通教室での英語の授業に使うにはかなり不便です。その点可動式の電子黒板を使えば、英語のヒヤリング学習やコミュニケーションの学習は、普通教室で簡単にできるようになります。この電子黒板のセンサーは約10万円、プロジェクターをつけても20万円そこそこです。800万円の予算があれば市内の全小学校に一台ずつ配置ができ、小学校の英語の授業の効率が上がり、子供の英語力の向上につながると考えます。もちろんこの機材は他の教科でも使えます。同じお金をかけるならコストパフォーマンスの高い方に投資すべきです。AETの配置を再考し、最先端の教具の購入で授業の質の向上に努める方が得策ではないかと考えますが、この点、教育委員会の見解をお聞かせください。

次に学校人事の活性化について、質問をいたします。

まず、学校の先生方の人事交流についてです。学校を訪問しておりますと、現場の先生方から、茨木市や高槻市と何年か期間を区切って教員の人事交流をしていると仄聞しました。現在吹田市では、どのような人事交流を行っているのか、交流の相手と目的、効果などについてお聞かせ下さい。

また、現在私のところには将来学校の教師を志す大学生がインターンに来てくれています。彼と市内の学校訪問に行っておりますと、どこの学校へ行っても吹田の学校は素晴ら

しいと言ってくれます。私からすると学校によっては課題があると感じるにもかかわらずです。そんなインターン生になぜ素晴らしいのかと聞くと、「自分の通った大阪南部の公立学校は非常に荒れており、授業が始まっても生徒が全然教室に入っていなかった、授業態度も悪く半分以上の生徒が聞いていなかった、吹田の子はチャイムが鳴ると教室に入って机に座っている、だから素晴らしい」というのです。私は彼の話聞いて、危機感を持つと同時にある気付きを得ました。まず、危機感としては、彼のような学校の生活規律の評価のハードルの下がった人材が教師になったら、受け持ちのクラスの子供の生活指導のハードルまで下がってしまうということです。そして気づいたのは、私が福井で受けてきた学校での生活指導の規範、自分が教え子に指導してきた規範と本市で生徒指導に頑張っておられる先生方の規範はおそらく違うのだということです。人は環境によって大きく左右される生き物ですから、周りの規範意識のレベルに合わせた行動や指導をするはずで、自分が体験したことのないレベルの指導はおそらくできません。

そう考えると得ると、我々議員が他府県の学校などを視察していろいろ提案するよりも、教育委員会の方で、友好都市などの中から学校環境のよいところをいくつか選んで頂き、たとえ短期であっても教壇に立つ現場の先生方に研修に行ってもらい、よい取り組みを持って帰ってきて吹田で広げてもらえば良いのではないかと考えました。そのような取り組みは制度上可能かどうか、もし障害があるとすればどういった点か、教育委員会の所見をお聞かせください。

次に、民間人校長の積極的な登用についてです。大阪府下では、今後十年間で団塊の世代の大量退職もあり約半数の先生方が入れ替わります。年齢構成では、40歳以上と39歳以下の比率が現在の6：4から3：7に大きく変化すると考えられ、校長・教頭といった学校の管理職に就く、人生経験と実績をつまめた人材の不足が予想されます。

一方、平成12年度より学校教育法施行規則の改正により、民間人校長の登用ができるようになり、大阪府においても、平成14年度以降府立学校に民間人校長を登用しています。また、府内においても府内の公立中学校では初めて寝屋川市が民間人校長を登用すべく、自ら府教委に掛け合っ公募をしたと仄聞しております。

このように、企業で培った発想や企画力を学校運営に生かすことは、学校教育の活性化にもつながると思いますし、今後の人材確保という点でも有効な方法であると考えます。企業経験者などを校長に登用していくことについて、吹田市教育委員会として府教委に具申していく考えはないのか、教育委員会の見解をお示しください。

3点目に、学校教員から本市教育委員会職員に登用する際の基準についてお尋ねします。少し調べますと、校長、教頭、指導主事については、任命権者である府教委が選考試験を実施し、その試験に合格された教職員が名簿登録後、登用されています。その選考試験については、すべての教職員に明らかにされ、校長の推薦がなくても、教員は自薦でも受験できるとのことです。

したがって、府職員である市立学校の教師を本市教育委員会職員として登用する場合に

は、学校現場の指導に当たる立場になるわけでありますから、府教委の実施する上記の試験の合格が前提条件でなければならないはずであります。しかし、そうした条件をクリアせずには本市の教育委員会職員に登用されている例があると仄聞しておりますが、それは事実ですか。そうした事実があるのであれば、その実体、つまり、教員時代に選考試験を通過せずに、学校の教師から本市の教育委員会職員になった方の人数、並びに登用時の役職名を年度別に明らかにしてください。また、登用の際の客観的基準についても明らかにしてください。

いうまでもなく、人事は公平で透明性がなければなりません。私も少しですが教育現場にいた人間ですから、教育現場で頑張っている教員が、選考試験に合格し、教育委員会に登用されることは、教職員全体の志気の向上につながり、すぐれた実践が学校現場に広がる起点になると思っています。しかし、不透明な人事では志気を低下させ、学校現場を停滞させます。選考試験を受けずに教育委員会に登用しているケースがあるのであれば、その際の際の要綱はあるのか、そして、それは公にされ公募おこない、市独自の選考試験をしているのか、この点の見解もお示しください。

続いて、一般職の任期付き職員の採用に関する条例についてお訊ねします。

現在、吹田市では財政再建化に向けて職員数の削減に努めているはずであります。また、厳しい経済状況の中、市民の方からは「吹田市は職員が多すぎる」という厳しいご意見もよく承る今日です。そうした中、先日吹田市は5人の職員を前倒しで募集しました。確かに、職員数を減らすといっても全く採用をやめてしまうのは、将来年齢構成がいびつになってしまうから、知識や技術の伝達という意味でも、若干の採用は必要です。しかし、その採用で年齢制限を外した点に納得がいかず、市民の方にも上手く説明ができません。年配の方を入れても先に述べた役割を果たしてもらえないので、こうした時期の採用は若年層に絞るべきではなかったかと考えておりますが、こういったお考えで年齢枠を広げたのでしょうか。お聞かせください。

しかし、枠を外したこともあって、2000人以上の応募があり倍率はなんと約500倍。マスコミにも取り上げられ、不況の中の公務員人気をうらづける出来事となりました。

そして、今回は任期付き職員の採用の条例です。上記のような市民意見がある、不景気の世情の中なぜこの時期に、こうした条例案を上程する必要があったのかをお聞かせください。

次に、任期付きで採用しなければならない職員に求められる専門的な経験知識とはどんなものですか。具体的にどのような部署にどのような人材が必要と考えておられるのか、お答えください。

さらに、500倍の倍率で応募のある職員採用です、その人事権を一部の人間が恣意的に動かすことができるということになれば、それは大きな権限の創造にほかならず、先に教育委員会の人事で申しましたように、不透明な人事は職員の士気の低下を招き、市民か

らの批判を受けることにつながります。該当する任期付き職員の採用人事権や採用過程、採用方法は公にされるのですか。現段階でのお考えをなるべく詳細にお答え下さい。

続いて、吹田の歴史と伝統、観光についてお聞きします。市民や来訪者が吹田の伝統文化や史跡・旧跡を再発見でき、地域とのふれあいを大切にしながら参加できる環境を整えるために、観光センターを駅前に作るということで、1200万円ほどの予算が21年度計上されていますが、具体的にどのような伝統文化や史跡・旧跡を再発見していただこうとお考えか見解をお聞かせください。

また、多くの予算をかけて観光センターをつくり、どれだけの経済効果が上がると試算されているのか、その点もお聞かせ下さい。

私も個人的に史跡・旧跡が大好きで、学生時代にはバイクで日本を1周し、全国の城や城郭、寺社仏閣をまわりましたので、そうした観光にはかなりの経験を持っておりと自負しています。そうした者の意見として述べれば、最近の観光情報の入手先は、インターネットと市販のガイドブックが主流です。それを考えると、市外の観光者の呼び込みにはインターネット上で吹田の観光のみどころを紹介したり、「るるぶ」などのガイドブックに吹田の観光名所を掲載してもらう方が効果的で、費用も安く済むと考えますが、そのような取り組みはすでに行われているのでしょうか。市内の方向けの案内であれば、新たなセンターは必要なく、浜屋敷などでその機能は担えるとも思います。担当部局のご見解をお聞かせください。

また、国の重要文化財であった吉志部神社の本殿焼失から9カ月がたちました。ネットで調べてみたら、本殿の建立は1610年とありましたから、本来であれば来年で400年の記念行事ができていたはずですが、観光センターの設置よりもまずは、吉志部神社の再建などの観光資源の整備が先ではないかと考えます。市も協力して再建のための募金や寄付をあつめる活動をされる計画はないのでしょうか。この点に関しては市長のご見解をお聞かせください。

さらに、観光につながる話として、0系新幹線の展示を考えておられるようですが、率直に言いますと私は、将来的には税金の無駄遣いになると思っています。車両自体は無償で提供頂くということですが、移送費や今後10年間の維持管理費はどれくらい見積もりされているのでしょうか。ご所見をお聞かせください。

新幹線を展示する目的が、観光振興であれば上記のように先にやるものがたくさんあると考えます。また、子供に夢を与えるということであれば、新幹線の設置費用で大阪市内にある交通科学博物館へ体験学習に行ったり、子供に宿泊の農業体験や漁業体験をさせてあげることや、中学生を何人か選抜し海外へ派遣することができ、その方が有意義だと考えます。

冒頭にも述べましたように、今経済状況が厳しく市民の税金の使い方へのチェックも非常に厳しい時期であります。そうした時期の施策としては、新幹線展示はあまりにも不適

切と考えます。この点は、施策の見直しを要望しておきます。

最後に、市民病院の経営改善についてお訊ねします。

市民病院の赤字が大きな問題となっております。純損益をみると平成18年で約7億800万円、平成19年で約10億、今年度は8億800万の赤字が見込まれています。市民の方とお話ししておりますと、赤字続きならいっそのこと閉鎖してしまえとの声も聞きますが、昨今の医療難民の事件を見ておりますと、自治体には公の病院を存続させ、やるべきことがあるようにも私は感じています。

しかし、赤字の垂れ流しではいけないので、なんとか経営改善して頂きたいと思っております。閉鎖してはどうかという意見をお持ちの市民の方にも、わかりやすく説明できる現状の経営改善努力や実際の改善実績があればお示してください。

また、経営健全化計画を作って取り組んでおられることは理解していますが、いくら良い計画でも、現場で指揮をとる人材に経営の経験やバランス感覚がなければ、取り組みは絵にかいた餅に終わってしまうのではないかと思います。失礼な言い方になるかもしれませんが、現在の理事者は皆さん経営のプロではないはずで、来年度も大きな経営改善が見られないようであれば、外部から経営を立て直すためのプロの人材を入れ、現場で指揮をとってもらい、まず職員さんの意識改革から始めてはどうかと考えますが、このようなお考えはないのかご所見をお聞かせください。

職員の意識改革の話に関連してもう一点。市民病院の職員さんにも我々議員が行うような視察があると聞いていますが、ここ近年の視察先と視察項目をお聞かせください。民間の病院に視察はいかれていますでしょうか。私も少し経営の勉強をした時期がありますが、経営再建にはまず従業員の意識改革が重要だと思っています。もし、民間病院の視察など行っていないようであれば、民間の経営努力を学ぶということで、今後の課題とし、職員の方の意識改革に努めていただくように要望しておきます。

以上で1回目の質問を終わります。

[福祉保健部長答弁]

福祉保健部にいただきましたご質問に、ご答弁申し上げます。

まず、本市の生活保護の状況でございますが、平成10年度（1998年度）を境に、増加傾向が顕著となり、平成12年度（2000年度）から平成14年度（2002年度）には増加数がピークとなり、その後も、増加傾向は小さくなったものの、平成19年度（2007年度）まで、増加傾向が続いておりました。

平成20年（2008年）4月以降は、増加傾向に歯止めが掛かり、生活保護受給世帯数は、ほぼ横ばいの状況でございましたが、世界的金融危機以降、再び増加に転じたところでございます。

平成20年（2008年）9月から平成21年（2009年）2月までの生活保護申請件数でございますが、9月47件、10月46件、11月61件、12月56件、1月63件、2月48件の申請件数となっております。

生活保護開始件数でございますが、9月47件、10月41件、11月45件、12月71件、1月55件、2月48件の開始件数となっており、申請件数・開始件数とも増加しているところでございます。

平成20年（2008年）9月以降に、生活保護を開始しました世帯の年齢構成でございますが、総開始世帯数が307世帯、世帯主の年齢構成は、30歳未満が19人、30歳代が52人、40歳代が51人、50歳以上65歳未満が110人、65歳以上が75人となっております。

つぎに、ケースワーカーの業務でございますが、生活保護受給者の様々な相談に対する助言や、家庭訪問により生活状況を把握して必要な指導援助を行うこと、病状を主治医や嘱託医に確認し、働ける方には就労指導を行い、療養が必要な方には、療養を勧め、また、収入に応じた生活費の算定などがございます。

ケースワーカーの国の配置基準につきましては、一人当たり80世帯となっております。

本市では平成21年（2009年）2月末現在、27名の生活保護担当ケースワーカーがおり、平均年齢は31.4歳で、一人当たり119.5世帯を担当しております。

近隣市の状況でございますが、茨木市では、生活保護担当ケースワーカーが18名、平均年齢が29.6歳、一人当たり103.8世帯を、高槻市では、生活保護担当ケースワーカーが27名、平均年齢が39.4歳、一人当たり94.4世帯を担当しておられる状況でございます。

現在の経済状況や雇用状況から推測いたしますと、生活保護を必要とする世帯は、今後増加していくものと思われれます。

つぎに、生活保護法第1条から第4条には、生活保護法の基本原理が規定されております。国の責務として、国民の最低限度の生活を、無差別平等に、健康で文化的な生活水準をもって保障するものであり、生活に困窮するものは、その持てる能力を最大限活用する必要があると、定められております。

本市の生活保護法の運用におきましては、保護を要する方々が、保護を受けられずに亡くなるようなことが無いように努力をしております。

また、不正受給に対する対応策といたしましては、不正を予防する観点から、「生活保護のしおり」や「お知らせ文書」により、収入申告の必要性を徹底し、家庭訪問による実地調査、主治医訪問による病状及び稼働能力の確認、あるいは、年金や手当の受給権確認などを実施しており、特に稼働能力があると判断されながら、求職活動を十分に行わない場合には、文書による指導を行い、厳しく対応しているところでございます。

対応が困難なケースにつきましては、福祉事務所として、ケース診断会議の実施や査察指導員の同行訪問など組織的な対応を行っているところでございます。

次に、家族の協力と高齢者福祉に関するご質問につきまして、市長にということでございますが、まず担当部からご答弁申し上げます。

社会の少子化・核家族化の進展や就業状況の変化により、家族の介護力の低下が、独居・老老介護の増加という形で現れているところです。

こうした状況の中で社会保険としての介護保険制度が発足しましたが、この制度だけで介護の問題を全て解決できるわけではありません。高齢者が住みなれた地域の中で安心・安全に暮らし続けるためには、介護保険等によるサービス、地域における見守りのネットワーク、家族介護者に対する支援のいずれも充実させる必要があると考えております。

これまで、介護用品の支給などの家族介護者に対する支援とともに、世代間交流の促進、福祉体験学習や介護に関する知識や技術の啓発活動を通じて市民の福祉意識の醸成に取り組んでいるところでございます。二世帯・三世帯同居の促進につきましては、これらの取組みを進めていく中で今後研究してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

[教育監答弁]

学校教育部にいただきました数点のご質問にお答え致します。

はじめに、学校と家庭の連携は、児童・生徒の健やかな成長にとり、大変重要であると認識しております。現在、様々な要因により子育てに余裕がない家庭があることも事実ですが、各学校においては、保護者と十分に意思疎通を図るとともに、家庭の教育力向上のため、多様な機会を捉えて啓発に努めてまいります。

次に、「朝食の提供」について市長にと言うことでございますが、私の方からお答えいたします。「小学校における朝ごはん」については、家庭が果たす役割を代わって行うという趣旨ではなく、朝食の問題を契機に、生活リズムを改善、確立させることをめざしており、基本的な生活習慣について指導するとともに、各家庭でも課題を認識していただける取組としてまいります。欠食児童の問題については、スクールソーシャルワーカーを活用し、関係機関とも連携して改善に努めてまいります。

次に、「保護者・地域とともに育む大阪の子どもたちの学力」という冊子について、教育長にとのことでございますが、続けて私よりお答えいたします。この冊子は、家庭学習、生活習慣の定着など、保護者と学校が、教育課題を共有するために、有効活用しております。

す。なお、教育施策については、情報を発信して広く理解を求めるとともに、大阪府とも連携して行ってまいります。

次に、反復学習については、各学校において、学力実態を把握し、朝の時間や各教科において、独自の教材や府の反復学習教材等を活用して、基礎学力の定着を図っております。

道徳教育につきましては、新年度から、各校の道徳教育推進教師により組織する担当者会を通じて、「道徳の時間」の授業づくりや副読本の活用、資料の整備、研修などについて指導と周知を図り、一層の充実を図ってまいります。

次に、小中一貫教育について、全国での取組は、特区制度の活用など多様ですが、いずれも、小中の接続と9年間を見通した新しい義務教育のあり方として注目されております。

本市におけるねらいは、目指す子ども像を共有し、緊密な連携のもと一貫性ある指導を行い、「総合的人間力」を培うことにあります。さらに、取組を進めることで、教職員の資質の向上を図り、教育力ある学校の創造を目指しています。現在、各中学校ブロックでは、推進連絡会を定期的で開催し、合同研修や授業参観を通じて課題を共有する中、出前授業や体験授業、行事への参加など、様々な交流が進められております。

本市のパイロット校である竹見台中学校ブロックの実践では、英語活動の充実、9年間を通した算数・数学のカリキュラム、交流・合同授業の取組みを、兼務発令や少人数授業など、指導方法の工夫改善を行いながら進めることで、学力の向上に大きな成果を上げるとともに、合同行事など多様な活動を通じて、主体的な子どもの育成が図られております。また、カリキュラム研究やこれまでの成果を全校に発信することで、本市取組の推進に大きく貢献してまいりました。

これらの実践を踏まえ、現在、連携型小中一貫教育校の新たな構想をすすめておりますが、教育委員会といたしましては、保護者や地域の方々への説明を丁寧に行い、ご理解ご協力をいただきながら、当該の学校において特色ある教育活動が円滑に実施できるよう努めてまいります。

次に、小学校英語についてでございますが、今年度、本市においては、平成23年度（2011年度）の本格実施に向けて、各校で英語活動推進の中心的な役割を担う教員を中核教員として位置付け、学校の指導体制の確立と教員の指導力向上を図る研修を重点的に実施いたしました。研修内容としましては、英語ノートおよびデジタル教材を活用した授業研究、指導計画や指導案の作成方法および模擬授業の実施など、いずれも、今後担任が主体的に行う英語活動を目指すものです。

英語指導助手の増員につきましては、英語活動の目標である「コミュニケーション能力の素地の育成」という点に鑑み、ネイティブスピーカーの生きた英語に触れることや、豊かな表情、ジェスチャー等、体全体で表現し交流することが効果的であると捉え、拡充を考えておりますが、教育的効果が十二分に果たせるよう、配置と活用に一層の工夫を加えて参ります。

また、電子黒板等の教具につきましては、児童が、意欲的に活動に取り組むための効果

的なツールであると認識しており、今後、可動式電子黒板の導入について研究して参ります。

最後に、教職員人事の活性化についてお答えいたします。

まず人事交流ですが、人材育成や他市との実践交流を図るため、現在、近隣市との間で、管理職交流を行っております。一般教職員につきましては、他市、府立学校等との交流を進めており、公立幼稚園と小学校や小中学校における校種間異動にも取り組んでおります。市や校種を越えた多様な交流により、本市教育の活性化が図られ、大きな教育的効果をあげております。

次に、教職員が、他府県などの先進的取組みに触れることは意義のあることですが、府費負担教職員の旅費が大幅に削減され、管外出張等に出ることもままならぬ厳しい状況です。

民間人校長の登用については、府内の動向も踏まえ、活力ある学校づくりや人材確保という視点から研究してまいります。

次に、本市教育委員会職員への登用については、吹田市及び大阪府の選考合格者を割愛する場合と、選考を受けずに「指導員」として、本市教育委員会の「主幹」等に任用する場合があります。この際の際の要綱等はございませんが、いずれの場合も、吹田市人事協議会において協議・選定の上、大阪府教育委員会の承認を得て、割愛するものです。府の選考を経ずに任用された数と役職については、平成17年度（2005年度）からの資料ですが、同年に教育センター主幹として1名、平成19年度（2007年度）に青少年室主幹として1名を任用してまいりました。これまでも特別支援教育担当者としての経験を活かすなど、本市教育の充実に専門的知識と力を発揮しておりますので、よろしくご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

[教育長 答弁]

大阪府の教育改革に関連いたしまして、大阪府教育委員会から発行されました冊子『保護者・地域とともに育む大阪の子供達の学力』につきまして、教育監からお答え致しましたが、私からもお答え申し上げます。

議員ご指摘の冊子は、全国学力・学習状況調査の厳しい結果を受け、

Part1として「教育委員会からのメッセージ」

Part2として「家庭学習の手引き」

Part3として「規則正しい生活習慣を身につけるための手引き」として、

大阪府教育委員会から発行された冊子でございまして、Part1とPart2は昨年12月に、Part3は本年1月に、府内全ての公立小中学校で保護者の皆様に届けられたところでございます。

本市におきましては、これ迄、『みんなで子育て 地域の子供』を目標に、吹田の子供達の「生きる力」を育む取組を進めてまいりましたが、この冊子が呼びかけている内容、す

なわち 「学校力を高める」 「学校・家庭・地域をつなぐ」 「子供達の志や夢を育む」の三つ柱立につきましては、各々表現の違いこそあれ、いずれも本市が目指す教育内容と根底におきまして共通した重要な課題であると認識いたしております。

ここには、全国学力学習状況調査で明らかになった学力と生活習慣や、学力と家庭学習との関連など具体的な課題と、課題を踏まえましたが目標を掲げ、学校と家庭・地域が一体となって取り組むべき方向が指し示されています。

一方、これに先立ち、大阪府教育委員会から、インターネットからダウンロード可能なワークブックなど基礎学力強化の教材、また教科毎の模範授業の DVD など、具体的な方法が提供されていますほか、昨年2月には「学校力向上のためのガイドライン」及び「授業力向上のためのガイドライン」から成る、学校現場に向けた詳細かつわかり易い指針も発表されています。

既に本市小中学校におきましては、学力向上を始め知徳体の総合的な力を育む様々な取組を進めておりますが、大阪府教育委員会において出されました冊子、教材、指針のほか、新年度に実施されます教育関連の各種事業につきましても、諸課題を共有しつつ、導入・活用を図るべき事業につきましては積極的に取組を進めて参りたいと考えておりますので、宜しくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

[地域教育部長 答弁]

地域教育部にいただきました親の学びの場の提供につきましてのご質問にお答え申し上げます。

家庭教育アドバイザーや親学習リーダーの方々に活躍していただける場を広げるため、家庭教育学級の閉講事務連絡会におきまして、次年度につなげていただけるよう、講座開催のPRをしていただきました。引き続き本年4月の開講事務連絡会にも来て頂く予定でございます。

家庭教育学級は各学級との委託事業でございますので、講座の内容は学級ごとに決定されますが、連絡会での情報提供により活躍の場を広げていただこうと考えております。

また、PTAの指導者の集まりの場でも研修会等で活用していただけるようPRをしていただいております。

親学習リーダー養成講座修了生のサークルや子育て学習支援をされている方々にお会いし、協力をお願いすると共に活動されている方々の思いや考え、市に望むことなどをお聞きし、実際の活動の場も拝見させていただく予定をしております。

また、本年2月の小学校の入学説明会時に開催しております子育て学習講座において、親学習リーダー養成講座修了生や子育て学習支援をされている方4名に講師をお願いいたしました。学校からは、参加者に大変好評であったと報告をいただきました。

今後ともこのような機会を活用していただけるよう取組んでまいりたいと考えております。

親の学びの場の提供につきましては、引き続き、活動されている方々の声をお聞きする中で関係機関と連携を図りながら検討して参りたいと考えております。

次に、吉志部神社本殿の再建についての御質問を、市長にとのことでございますが、先に、地域教育部から、お答え申し上げます。

吉志部神社本殿は、これまで吉志部神社・地域や氏子の皆様・文化庁・大阪府教育委員会・市教育委員会の5者が一体となって保存を図って参ったものでございます。それゆえに、昨年5月23日の事件につきましては、教育委員会といたしましても誠に痛ましく、極めて残念なことでございます。

罹災直後から神社へは、心の拠り所として早期の復興を望む声があがりはじめ、それは時とともに、できれば罹災前と同じ姿での本殿再建を願う声となって寄せられるようになりました。こうしたことから吉志部神社及び氏子の皆様によって、本来であれば本殿建築400年の記念の年となるはずであった平成22年（2010年）10月17日の秋の例大祭を目処に、本殿を元の姿で再建することを決定され、現在そのための委員会を設置されておられます。

教育委員会といたしましては、神社境内が国の指定する史跡吉志部瓦窯跡の範囲に含まれますことや、これまで神社本殿について調査に携り資料を有することなどから、この再建のための委員会に参加させていただき、焼け残った部材が建物のどの部分であったかを確認することや、焼けた本殿の土台部分の調査を行うことなど、もとの本殿を再建するための図面を作成するのに必要な資料の提供、関係機関への資料提供の依頼、学識者・研究機関との調整等の協力を行ってきたところでございます。

今後、再建のための図面や設計図書が作成され再建計画が具体化するのに伴い、建築経費などの面が課題となろうと推測されますが、教育委員会といたしましても機会あるごとに新聞社などへの報道提供等を行い、理解と支援の輪が広がるように努めるとともに、これまでのように学術面や技術面など可能な範囲で出来る限りの支援を行い、再建計画が齟齬なく速やかに行われることとなるよう協力して参りたいと考えておりますので、宜しく御理解賜りますようお願いいたします。

[児童部長答弁]

児童部にいただきました（仮称）こども育成条例についてのご質問にお答え申し上げます。この条例は、子どもの健やかな育ちを支援することを目的に、昨年からは児童部を中心に検討してまいりました。

一方、教育委員会におきましても「（仮称）わがまちすいたの教育ビジョン」の策定とともに教育の根幹となる条例等の策定を目指す取組みがあり、その趣旨、目的が相互に補完しあうものであり、重複を避ける必要があることから、子育て・教育の基本となる条例の策定について統合的に取組むこととなったものでございます。

なお現在は、教育委員会とともに庁内関係部局の職員で構成する庁内の研究会で、条例

の今後の進め方につきまして、検討を行っているところでございます。次代の担い手である子どもが個性を大切にし、主体的に生きることができるような環境を整備するため、今後とも教育委員会と緊密な連携を図ってまいりたいと考えているところでございますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

[学校教育部長答弁]

学校教育部にいただきましたご質問にお答え申し上げます。まず、教育ビジョン及び子育て・教育の基本となる条例についてですが、価値観の多様化、規範意識の低下、人間関係の希薄化などが子ども社会に反映する中で、さまざまな課題の解決とともに、将来に夢と希望をつなぐ教育の実現が期待されています。

こうしたことから教育委員会としましては、〈仮称〉「わが都市すいたの教育ビジョン」を策定して、本市の教育の方向性を示そうとするものです。現在は、素案の作成中ですが、豊かな学びを支援する教育環境づくりをはじめ、ともに支え合い、ともに歩む教育を推進する中で、一人ひとりが、学びを高め、健やかな心と体を育みながら生涯にわたって自己実現を図ることを大切にしています。

また、子育て・教育の基本となる条例につきましては、児童部と連携のもと、本年1月に全庁的な研究会を発足して、子どもの健やかな成長とともに、未来を拓く教育のよりどころとなるものをめざして研究を進めているところでございます。次年度におきましては、全庁的な検討体制のもと、有識者懇話会を設置して専門的な見地からご意見をいただくなど、さまざまな視点から研究を進めてまいりたいと考えているところでございます。今後、教育ビジョン並びに条例の策定作業を進めていく過程で、ご紹介いただきました先行事例をはじめ、各方面から広く意見をいただきながら検討してまいりたいと考えております。

次に、校庭の芝生についてでございますが、大阪府におきましては平成21年度(2009年度)の新規事業といたしまして、地域住民、学校、NPO等が一体となっていく公立小学校の運動場の芝生化を支援する「公立小学校の芝生化推進事業」を立ち上げる予定とお聞きしております。事業概要につきましては、芝生の整備や維持管理の作業を行う地域の活動団体に対して補助することや「芝生サポート隊」を設置し、学校・地域の取り組みを技術面から支援するなど、府下で年間50校の実施を目標とされております。補助内容につきましては、小学校での芝生化の面積が400平方メートル以上で、1校あたりの限度額を530万円とされ、現在、予算計上するとともに、詳細については要項を制定するなど、準備作業中であると伺っております。

本市におけます学校の芝生化の取り組みといたしましては、本年度、吹田第二小学校におきまして、学校、PTA、地元自治会、アジェンダ21すいた自然部会などの方々に構成する実行委員会を立ち上げ、中庭での芝生化に協働して取り組まれました。土壌改良作業などを経て、児童が芝貼り作業を行いまして、今年9日に完成式が行われたところでござい

ます。

今後、吹田第二小学校の取り組みの事例や府の補助制度について、各学校に周知するとともに、学校、地域住民、環境団体等が連携、協働した、持続可能な取り組みが行える組織づくり等について関係団体とも協議を行い、小学校の中庭などの芝生化の実施に向けて、取り組んでまいりたいと考えております。

以上、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

[総務部長答弁]

総務部にいただきましたご質問にお答え申し上げます。

緊急経済・雇用対策の一環として、本年1月末から募集を開始いたしました職員採用試験における採用年齢についてでございますが、雇用環境の急激な悪化による失業が、若年層だけでなく、中高年層にも及んでいる状況を踏まえ、より幅広い年齢層へ雇用機会を提供するために、事実上年齢制限を撤廃する形で、採用試験を実施することとしたものでございます。

次に、吹田市一般職の任期付職員の採用に関する条例についてでございますが、本格的な地方分権の時代を迎える中で、自治会やNPO、さらには公の施設の指定管理者など、多様な行政の担い手とも役割を分担しながら行政を進めていく必要があると考えております。市民と行政の役割分担が変わりつつある中で、本市といたしましても、多様で柔軟な任用形態を活用し、より効果的な公務の運営体制を築くため、職員体制の再構築を進めているところでございます。その中の一つの手法として、任期を限った職員の活用を行うことができるよう、新たに制度を導入しようとするものでございます。

次に、任期付職員に求められる専門知識と、想定している業務についてでございますが、条例案第2条の特定任期付職員につきましては、現時点では具体的な採用は考えておりませんが、例えば、他市におきましては、民間等における情報通信技術関係の実務・マネジメント経験を活かして、IT関係の業務に従事する事例などがあり、また、条例案第3条及び第4条に基づく任期付職員につきましては、一定期間で終了する国勢調査に関する業務や、一定期間に限って業務量が増加すると考えられる市有建築物の耐震に関する業務などを想定しているところでございます。

次に、採用の方法等についてでございますが、条例案第2条の特定任期付職員につきましては、選考により採用することとしており、条例案第3条及び第4条に基づく任期付職員につきましては、原則、競争試験によって採用しようとするものでございます。

特定任期付職員の選考方法につきましては、「吹田市職員採用試験実施要項」に基づき、任用される職に必要な経歴、学歴、又は知識、若しくは技術、あるいは免許等を有しているかなど、任用される職に必要な職務遂行能力の有無について判定することとしており、また必要に応じて、筆記試験や口述試験などの試験を行うことも想定しております。

以上、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

[産業労働にぎわい部長答弁]

産業労働にぎわい部にいただきました、ご質問にお答え申し上げます。

先ず、吹田の伝統文化や史跡・旧跡の再発見の具体的な考え方についてですが、日本万国博覧会記念公園の太陽の塔も、あの昭和 45 年（1970 年）の開催から、来年には 40 周年を迎え、歴史的な価値を持つところであり、その他にも旧西尾家住宅（吹田文化創造交流館）や旧中西家住宅（吹田吉志部文人墨客迎賓館）などを、ボランティアガイドの「吹田まち案内人」の育成や活用を図りながら、市内の歴史文化施設、企業など本市の魅力ある観光資源を、広く市民に知らしめて、参加した人が市内を再発見し、その価値を十分に理解していただいて、市外へも紹介してもらえるような、そのような市民参画による観光を推進していきたいと思っております。

次に経済効果の試算とのご質問ですが、具体的な数値をお示し出来ませんが、観光は極めて裾野の広い産業であり、市内外からの誘客による交流人口の増加がもたらす経済波及効果や地域活性化効果は大きく、大交流時代の幕開けを迎えた今、観光は 21 世紀のリーディング産業として多くの注目を集めているところであると考えております。

市内を歩いて見て楽しんでいただくために、観光マップ「あルック吹田」を平成 12 年度（2000 年度）から作成して、皆様に活用していただいておりますが、議員ご指摘のインターネットやガイドブックの活用につきましては、市民自らが発見した市内の観光名所、名産、名店など地域の魅力を紹介する「あルック吹田」の別冊を、市民・大学生・市職員の産官学協働で作成して、それらの情報を新たな観光ホームページに反映させて、情報発信に努めてまいりたいと考えております。

観光センターにつきましては、JR 吹田駅の改札を出たところで、目に付くと言う好立地条件に設置することで、街を回遊してもらうための様々な情報発信が、より効率的に行えるものと考えます、また吹田の玄関口である JR 吹田駅で、乗客に降りてみたいまちと感じてもらえるような仕掛け作りも、検討してまいりたいと考えております。

以上、よろしく御理解賜りますようお願いいたします。

[都市整備部長答弁]

東部拠点のまちづくりに関しますご質問につきまして都市整備部からご答弁申し上げます。

ゼロ系新幹線の展示についてのご質問でございますが、JR 西日本より譲り受けようとする車両は、昨年 12 月のサヨナラ運転において運行した最後の車両の一つであり、この時期を逃しては二度と譲り受けることができないものでございます。

当該車両は、現在、福岡県にございます JR 西日本の博多総合車両所に保管されておりますが、車両としてではなく、荷物として運搬しなければならないため、博多総合車両所から博多港への夜間における陸路、博多港から神戸港までの海路、そして神戸港から東部

拠点地区への夜間における陸路といった移送を予定いたしており、また、移送の際には、道路の運送上の高さや重さの制限を遵守しなければならないことから、車輪やパンタグラフなどの取り外しや組み立てなどの作業が必要となり、これらの運搬費用といたしまして2,800万円を計上いたしているところでございます。

また、当該車両を本市が無償で譲り受けるにあたりましては、ゼロ系の歴史を十分尊重し、大切に保存・活用していくことを条件に譲り受けますことから、雨ざらしで埃にまみれるようなことが無いよう、幅約3.4メートル、長さ約25メートル、高さ約4メートルの車両が入る保管庫建設費といたしまして1,200万円、合わせまして4,000万円を計上いたしているところでございます。

また、今後10年間の維持管理費とのことでございますが、約10年に一度程度の再塗装代として、約200万円程度必要であると、JR西日本から伺っているところでございますが、展示や管理にかかる経費につきましては、市民の皆様とともに、にぎわいの創出や運営のあり方とともに、管理経費の軽減の方策を検討して参りたいと考えているところでございます。

以上、ご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

[市民病院 管理者答弁]

市民病院にいただきました、数点のご質問についてお答え申し上げます。

当院におきましては、自らの経営健全化を図らなければ存続できないとの認識のもと、全職員が相互協力して良質で安全な医療の提供に努めるなどとする「病院運営方針」に基づき、地域の医療機関との相互連携及び機能分担により公的病院としての役割の再確認と経営基盤の強化を目指してきたところでございます。中長期的な経営改善の計画といたしましては、平成23年(2011年)度までの5ヵ年の「病院経営健全化計画(案)」を平成19年(2007年)7月に、また、それに基づき3ヵ年の重点方策として「病院経営健全化計画(案)実施計画」を同年11月に策定いたしました。

1点目の現状の経営改善努力や実績でございますが、現在、平成19年11月策定の「実施計画」を推進しており、収入確保の取り組みでは、平成20年(2008年)3月から7対1を看護配置基準とする入院基本料の算定が可能となりましたことから、同年4月から12月までの実績では、これまでの10対1を看護配置基準とする入院基本料と比べますと、約1億3百万円の増収となっております。

また、平成20年4月より医療の質の向上と情報開示、医療の標準化と透明化等を図るために実施されたDPC(診断群分類)対象病院になりましたことから、従来の出来高払いの収益から比べまして同年12月までの実績で約6千万円の増収が図れております。

同様に同年4月から12月実績におきましては、土曜日の脳ドックの実施により約500万円の増収、病院と診療所の機能分担の推進と連携の充実を強化するために見直しました初診料加算金では、約380万円の増収となっております。

次に2点目の経営のプロの外部導入につきましては、平成18年(2006年)10月に「経営健全化計画(案)」策定の一つの資料として、経営コンサルタントに「経営健全化計画策定業務等に関する報告書」を作成させたところでございます。また、平成19年4月から経営企画担当を設置し、「経営健全化計画(案)」の策定や計画に基づく経営面・医療面での達成度の進行管理などの業務を担うことにより、実効性の伴った計画になるよう努めているところでございます。

当面はこの計画に基づき、経営改善の実行に力を注いでおるところでございますが、今後、現場における経営そのものに携わるような専門のアドバイザー等の活用も視野に入れてまいりたいと考えております。

最後に3点目の市民病院における近年の視察先と視察項目についてでございますが、平成19年10月に枚方市民病院、平成20年1月に市立池田病院、2月に市立泉佐野病院、5月に済生会千里病院、平成21年2月に明石医療センターを訪問し、経営改善や経営分析の手法、SPD(物流管理システム)及びDPC導入にかかる視察、納入予定の医療機器の稼働状況や運用方法の視察を行い、その実績についてお話を伺い、意見交換をして参考にさせていただいたところでございます。

今後は民間病院も含めて参考にさせていただきながら、「経営健全化計画(案)」や「実施計画」を着実に進めて行くとともに、より一層の職員の意識改革にも努めてまいりたいと考えております。

以上、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

[市長答弁]

神谷議員からいただきましたご質問にご答弁申し上げます。

まず初めに、家族の協力と高齢福祉についてでございますが、西欧近代合理主義の進展は、社会に大きな変化をもたらし、都市部においてはコミュニティの弱体化や、核家族化などにより家庭における家族間、世代間による相互扶助のシステムや、安心安全の地域社会の崩壊が危惧される状況にあります。こうした中、私は「進歩・発展、競争・対立、力・理性」によるまちづくりから「再生・循環、共存・調和、有徳・有情」のまちづくりへパラダイム転換を図り、地域社会の再構築を図らなければならないとの強い想いを抱いております。ご指摘の「家族の再生」ということにつきましては、そういった面でも大切なことであろうと考えております。日本の家庭が伝統的に育んでまいりました家族同士の支え合いの精神を持つ家庭を復興いたしますことは、すべての人々がいきいき輝く社会につながるものと考えておりました、行政としてどういったことができるのか総合的に研究・検討してまいります。

次に、学校での朝ごはんの提供についてでございますが、朝食摂取など基本的な生活習慣においては、家庭が担う役割と理解しておりますが、朝ごはんを食べていない子どもたちを中心に提供することによりまして、食生活の改善や生活リズムの安定・向上に向けた

取り組みとして検討してまいりたいと考えているところでございます。

保護者に対しましても、学校における朝ごはんの提供を契機に、規則正しい生活習慣の確立が子どもたちの心身の健やかな成長のために重要であるということを啓発してまいります。

次に、校庭の芝生化の取り組みについてでございますが、

子どもたちへの環境教育を進めることは持続可能な社会を築くうえで重要な課題であり、そのためには、環境について身近に考える場、主体的に学習する場が必要であると考えております。そうしたことから、校庭の芝生化は緑のカーテンや学校ビオトープの整備と合わせて、子どもたちが自然に触れることができるとともに、ヒートアイランド現象などの環境問題を考える機会を提供できる貴重な取り組みであると思っております。また、子どもたちが芝生の上をはだしで駆け回ったり、寝転んだりして遊ぶことは、ストレスの解消など心身の健全な育成にもおおいに役立つものと考えております。

本市におきましては、先日、吹田第二小学校の中庭の芝生化が学校、PTA、地域の方々、アジェンダ21すいた自然部会の方々の協力により実現したところでございます。今後とも、校庭の芝生化を進める中で、子どもたちが身近に環境問題を考える機会を提供してまいりますとともに、学校、地域住民、NPOなどが、協働して取り組んでいただけますよう支援してまいりたいと考えております。

最後に、吉志部神社再建への協力についてでございますが、国の重要文化財でございます本殿の焼失につきましては、関係者の方々をはじめ地域の皆様方の心中は察するにあまりあるものがございます。

神社の焼失は、本市にとりましても誠に不幸な出来事でございます。旧吹田操車場跡地で本格的にスタートいたしました新しいまちづくりと、歴史と伝統を伝える古いまちとの調和をめざしました岸部地域の整備を進めております中で、一方の核となる宝を喪失したようで落胆の極みでございます。再建につきましては、復興に向け学術的な面など出来る限りの協力をしてまいりたいと考えております。

以上、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

[再質問]

お許しを頂きまして 2 回目の質問をさせていただきます。

まず、本市では生活保護を支えるケースワーカーの数が他市に比べても少なく、国の配置基準の 1.5 倍の数を受け持っています。また、ケースワーカーの平均年齢は私とおなじ 31 歳。こんな若いメンバーで本当に生活に困った方々へのアドバイスやサポートができるのですか。今後増えていく受給者をしっかり支えるためにも、対策を考えていただくよう要望いたします。

次に、親の学びについては行政も積極的に機会を設けてくださっているということで、期待をしております。我々親学アドバイザー認定講座修了生も市内でサークルか NPO を立ち上げますので、講師などの形で協力させていただきますよう要望をしておきます。

また、朝食提供の問題ですが、朝食をだす取り組みの前に、やはりまず保護者への生活リズムの改善指導から始めるべきです。学校でご飯をもらうよりも、前夜の作り置きであってもお母さんがつくったおにぎりを食べるの方が子供にとってどれほど嬉しいか。朝ごはんをもらえない子供の気持ちになって考えてください。どうしても提供されるということであれば、期間限定で行い、子供の変化を親に見せ、親の「親心」育てる取り組みとしてください。

そして、任期付職員の採用については、想定している IT 関係の実務経験者などは、正規採用で取るべきでしょう。働き盛りの技術者を民間から引き抜いて、2,3 年で解雇するなど、派遣切りが非難される今日では考えられないことです。また、一定期間で終了する業務に人が必要であれば、アルバイトで助っ人を頼めばいいのではないですか。そもそも市役所の仕事とは、来てすぐの現場も知らない人間がこなせるものなのですか？

以上をまとめて場合わけするところになります。

単純作業で、かつ、短期で終わる仕事はアルバイトに頼む。専門技術や経験が必要だが、短期で解雇してしまうくらいなら若い人は雇わない方がいい、こういった場合はそれこそ民間に委託すればよいと考えます。そうすると残るのは、専門技術や経験は持っていて、短期で来ても市役所の現場で役に立ち、短期で契約が切れても生活に支障のない方が今回上程の条例の対象として残ると私は考えています。

そうした条件に当てはまるのは誰か。それは市役所職員の OB ではないでしょうか。

今回そのような意図はないと思いますが、将来的に今回の条例が OB の天下りに利用される危険性もあるのではないかと危惧します。市長はいかがお考えでしょうか。

最期に、新幹線ですが、今回の議会で同僚議員とのやりとりを聞いておりましたが、新幹線を吹田に展示することの必要性を感じられません。賑わいの創出などを考えるならほかにもっと有意義な方法があるはずで。また、持ってきて保管するだけで 4000 万円かかります。維持費は計算できないとの事ですが、市民に開放するとなればおそらく毎年 1000 万はかかるでしょう。さらに、列車の展示は、新幹線だけで終わるのですか。今回の展示を議会が認めたら、今後無し崩しのいろいろな列車がやってくることになる気がしてなりません。市長、この点はいかがでしょう。

以上で時間切れ

同僚議員の質問を聞いていても、市民生活が大変厳しいという話が続いております。そんな中で、何千万もの予算をかけて列車を並べることが、本当に市民に喜ばれることとお考えなのですか。この点についてもイエスカノーで市長の見解をお示してください。

再質問への答弁は公式資料ができるまで手元に資料がありません。

5月までに議会のHPに更新されます。